

2021年1月1日

Vol.28

NEWS LETTER

新年明けましておめでとうございます。

コロナ禍と地殻変動激化の一年

昨年は、コロナ禍蔓延の世界が現出。また、経済の地殻変動の激化。という現象に見舞われた一年でした。しかし、コロナ禍も、イノベーションを加速させ、IT技術の進展のおかげでデジタルトランスフォーメーション（DX）といわれる、便利な面をもたらしました。

地殻変動は、それ以前から生じていました。滄海変じて桑田となるごとく、市場のなかったところに、新しい市場が生まれ、GAF Aという巨大な企業群が生まれたのも、ここ最近のことです。

時代は、今、急湍の速さで進んでいます。

法律の重要性が高まる

法律の世界も同じです。企業の場合は、昨年4月に改正民法（債権法）が施行された後は、取引法、特に契約というものに対する考え方が一変していることを知る必要があります。個人の場合も、相続法に関する考え方が、大きく変わってきています。

当事務所は、今年も迅速・的確・丁寧をモットーに、お客様の心に寄り添った、きめ細かなサービスを提供していく所存です。

本年もよろしくお願いいたします。

弁護士法人菊池綜合法律事務所

代表弁護士 菊池 捷男

そうだったのか！相続法改正

はじめに

「民法」には、人が死亡した場合に、その人（被相続人）の財産がどのように承継されるかなどに関する基本的なルールが定められています。このルールを「相続法」と呼んでいます。

2018年7月、相続法の内容が大きく改正されましたが、まだまだその内容はあまり知られていないように思います。そこで、今回は、相続法改正の内容について簡単に解説いたします。



概要

相続法改正の内容としては、

- 1 配偶者居住権の創設
- 2 婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置
- 3 預貯金の払戻制度の新設
- 4 自筆証書遺言の方式の緩和
- 5 自筆証書遺言の保管制度の創設
- 6 遺留分制度の見直し
- 7 特別寄与の制度の新設

などを挙げることができます。

1 配偶者居住権の創設

2020年4月1日施行

配偶者は、被相続人所有の建物に相続開始時に居住していた場合、遺産の分割によって配偶者居住権を取得するなど、その建物について無償で居住する権利を得ることができるようになりました。



この権利は、私の配偶者である君だけに、遺産分割や遺贈の時に認められる権利なんだよ。

ありがたいわ！
自宅を相続して、住むところはあっても、手元にお金がなければ困るもの！



ちなみに、「無償で住む」とはいえ、固定資産税など通常の必要費は、配偶者自らが負担する義務があります。

2 婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置

2019年7月1日施行

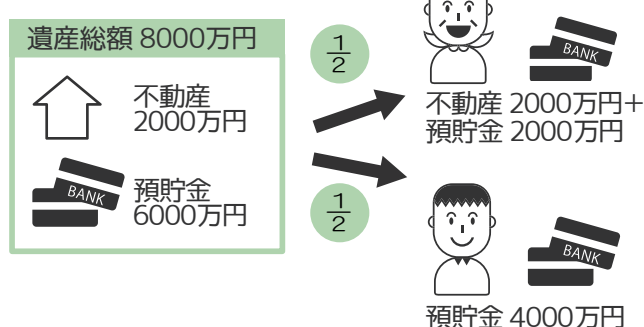
例えば、婚姻期間が20年以上である夫婦間において、夫が妻に対し、居住用不動産（2000万円の価値）を贈与した後、預貯金6000万円を残して亡くなったとします。相続人は、妻と子の2人です。



従来であれば、夫が妻に対していた生前贈与分も、遺産の先渡しとして、遺産総額にカウントします。すると、遺産総額は8000万円となります。

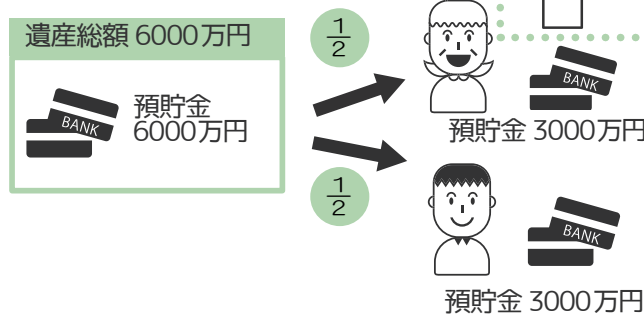
妻と子の法定相続分はそれぞれ2分の1ですから、その取り分は4000万円ずつとなります。そのうち妻は2000万円分の不動産をすでに得ています。ですので、妻と子は、次のとおり取得することになっていました。

従来



これに対して、改正法では、夫が妻に対して贈与した不動産は遺産の先渡しとみず、遺産総額にカウントしません。すると、遺産総額は6000万円となるので、これを法定相続分で分け、次のとおり取得することになります。

改正法



このように改正法では、妻の預貯金の取得額が1000万円増えており、妻にとって有利な内容となっていることが分かります。

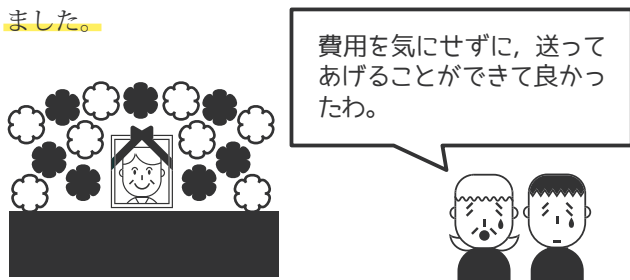
3 預貯金の払戻制度の新設

2019年7月1日施行

相続人が複数存在する場合において、ある相続人が単独で、遺産である預貯金債権を払い戻すことはできません。

ただ、被相続人の身の回りの費用や葬儀費用等を支出したい場合でも、被相続人の預貯金を自由に払い戻すことができなければ、相続人が自ら負担しなければならず、不都合でした。

そこで、今回の法改正で、**一定額の範囲であれば各相続人が単独で預貯金を払い戻すことができるようになりました。**

**4 自筆証書遺言の方式緩和**

2019年1月13日施行

民法に規定されている遺言書の中で、一般に利用されているのは、「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」です。

「自筆証書遺言」は、簡単に言うと、遺言書を自分で書くというものです。民法 968 条 1 項は、「…遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない」と規定しています。

ところで、遺言書を作成する際に、相続財産の内容を明確にするなどの観点から、相続財産（不動産、預貯金等）を一覧表にした「財産目録」も作成することが通例です。

従前は、この「財産目録」も自書、つまり、手書きで書く必要がありました。ただ、「財産目録」を手書きで作成することには大変な手間がかかります。

そこでこの度、その方式が一定程度緩和されることになりました。具体的には、**パソコンで財産目録を作成することや通帳のコピーを添付することが認められました。**ただし、財産目録の各頁には署名押印をする必要はあります。

5 自筆証書遺言保管制度の創設

2020年7月10日施行

自筆証書遺言は、遺言書を自ら作るものですから、要式の厳格さを除けば作成しやすいといえます。

ただ、遺言者自身で保管する必要があるため、紛失する可能性や、改ざんされる可能性を否定することができません。

その難点を解決するため、**新たに法務局において自筆証書遺言書を保管する制度が創設されました。**

6 遺留分制度の見直し

2019年7月1日施行

実は、被相続人は自らの財産一切を自由に処分できるわけではありません。被相続人の財産のうち一定の範囲のものは、法律上その取得が一定の割合で相続人に留保されているのです。その割合を「遺留分」と呼びます。

相続法改正により、遺留分を侵害された人は、遺贈や贈与を受けた人物に対して、**遺留分侵害額に相当する金銭の請求をすることができるようになりました。**金銭的な請求となった点が改正のポイントの一つです。

7 特別の寄与の制度の新設

2019年7月1日施行

例えば、被相続人に、相続人である長男と二男がおり、被相続人の介護を長男の妻が行ってきたとします。

従来の相続法では、長男が活着している場合には、妻の寄与を長男の寄与とみて寄与分を認めてきました。他方で、長男がすでに亡くなっている場合には、このような取扱いをすることができず、不平等でした。

改正後の相続法は、その不平等性を解消するため、**相続人ではない長男の妻自身が、相続人に対して、一定の要件の下で金銭的請求をすることができるようになりました。**

相続でのお困りごとは**一人で悩まずご相談ください！****こんなお悩みありませんか？**

- ◎遺産分割について話し合いをしたが、まとまらない
- ◎相続人の一人が、遺産を使い込んだ
- ◎「相続人の一人に全ての財産を相続させる」と記載された遺言書が見つかった
- ◎遺言書を作成したいが、どのような内容にすればよいか分からない
- ◎長年連絡を取っていなかったため、被相続人の財産が分からない
- ◎相続の手続きを放置していたら、後々被相続人に多額の借金があることが判明した

法律の改正もあり、相続について、分かりにくかったり不安に思われている方も多いと思います。**相続に関するご相談は、相談料無料（初回）**でお伺いしていますので、お気軽にご相談ください。

所属弁護士 新年のご挨拶

弁護士 後藤 紀一

昨年中に菊池弁護士と共著で一般の企業人が日経新聞の会社法関係の記事を読んでも理解できるように、ごく平易な文章で、かつ最新の情報を入れた本を出版することになっていました。しかし、菊池弁護士がロータリークラブのガバナーに就任し多忙になったことに加えて、コロナ問題が発生して、文章の打ち合わせができなくなり、不可能になりました。今年中には完成したいと思っています。

弁護士 高橋 絢子

あけましておめでとうございます。世の中の情勢の変化もめまぐるしく、今まで誰も想定しなかったような事態が実際に起こるのだと肌で感じると同時に、法律の改正もめまぐるしい昨今です。そのような時代の波にも乗っていきけるよう弁護士としての日々の研鑽を怠らず、いつでも皆様に最良の法サービスを提供できるよう精進していきたいと思っています。本年もどうぞよろしくお願ひ致します。

弁護士 藤原 由季子

明けましておめでとうございます。昨年も沢山の皆様に大変お世話になり、この場を借りて厚く御礼申し上げます。新型コロナウイルス感染症の流行により、今までの生活様式が大きく変化した2020年。本年も「withコロナ」を前提に新たな取組みが数多く生み出されることと思います。私自身も潮流に乗り遅れることなく日々丁寧に歩みを進めてまいりますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

弁護士 宮井 啓

旧年中は大変お世話になり、誠にありがとうございました。旧年はいつにもまして様々な事件を担当させていただくことができました。この経験を生かし、微力ではありますが皆様のお役にたつことができればと思っています。本年も皆様御健勝で御多幸でありますよう、心からお祈り申し上げます。

弁護士 北内 佑弥

明けましておめでとうございます。昨年は新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、今年も依然としてどのような状況になるのか想像がつかない状況にあります。そのような状況にあるとはいえ、自分自身にできることは日々の業務に一生懸命、ひたすら丁寧に取り組むことだけであると考えています。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

弁護士 福住 涼

新年明けましておめでとうございます。旧年中は、多くの皆様から様々な案件を経験させていただき、弁護士という職業のやりがいを感じるとともに、職責の重さに身の引き締まる思いです。本年も様々な案件に挑戦し、研鑽を積みたいと考えております。至らない点があると思いますが、少しでも質の良い法的サービスを提供できるよう努力していきますので、よろしくお願ひいたします。

メールマガジン登録受付中！

ニュースレターを
メールで配信しています。

QRコードで
登録ページまで
簡単アクセス♪



<岡山弁護士会所属>

弁護士法人菊池綜合法律事務所
Kikuchi Synthetic Law Office L.P.C.

〒700-0807 岡山市北区南方1-8-14

TEL 086-231-3535

FAX 086-225-8787

受付時間 月～金 9:00～17:00

土 9:00～12:00

